|  |
| --- |
| 京私教協教員免許事務勉強会（参考資料）（2018.7.7　龍谷大学） |

【１】京都地区「教員免許事務勉強会」の発足と背景

<2013年度京私教協会報（ニューズレター）特別寄稿より>

京都地区「教員免許事務勉強会」の発足と背景

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　竹熊耕一（京都学園大学）

１．発足の経緯

　第1回（6月）……48名、第2回（10月）……51名、第3回（12月）……123名 ――― 以上が、2012年度に京私教協が開いた免許事務勉強会の参加者である。京私教協の会員大学は（準加盟もふくめて）24校であるから、毎回、盛況裡に終わったといえるだろう。

　こうした、教職課程運営上の実務に関わる「勉強会」を事務職員を中心とした私学スタッフが定期的に開いているのは、京都地区だけではない。先達として阪神教協が、やはり年間3回ほど「教員免許事務セミナー」を開催している。これ以外の地区では、諸般の事情でこの種の目立った活動はなされていないようだが、そうした機会の必要性はどの地域の大学も感じているはずである。毎年、全私教協の研究大会でもっとも多くの大学を集める分科会が、課程認定申請その他を扱う免許事務検討委員会主催の会であること、そして地区の実行部が普段から交流のある他地域の国公私立大学にも声をかけた結果ふくれあがった、京都の第3回の数字が、関心の高さを物語っている。

　京都地区の勉強会の定期開催は2012年が最初である。発起人の一人として、そこに至った経緯を振り返ると、2011年夏に、全私教協の免許事務検討委員会に出ている京都地区大学所属の3名の委員が連名で京私教協の会長に提出した文書（7月11日付）が、直接のきっかけとなった。その主な部分を以下に掲げる。

|  |
| --- |
| 京都地区の各大学では、会長もよくご存じのように、地区選出の教員免許事務検討委員ならびに全私教協選出の教員免許事務検討委員である龍谷大学・小野勝士氏を中心に連携して、主に事務職員を対象とした教員免許事務に関する勉強会をこれまで開いてまいりました。しかし、毎年、開催時期・開催方法・開催回数が一定せず、また諸般の事情で、教員免許事務検討委員会が主催したり、協議会との共催であったりというように、会の位置づけがはっきりと定まっていない状態であります。また今般、教員免許事務検討委員会におきましても、各種刊行物が充実してきたこともあって、教員免許事務研修会は「全国的規模で取り上げることが有益と判断される免許事務に関わる事項が生じた場合に限り開催を検討する」ことが決定され、定例開催されないことになりました。そうした状況の中で、教員免許事務を担当する事務職員は、人事異動や部署内における担当替え等も頻繁で、教務事務の中でも法令やその解釈が複雑に入り組んでいる教員免許事務の継続性を担保することが容易ではない環境に、常に置かれています。こうしたことから、担当者間の強固で安定したネットワークを構築する必要性が高まっていると思われます。　そこで京都地区における教員免許事務の勉強会が定期的に開催されるよう、一定の組織的な整備が成されることをご提案申し上げる次第です。 |

　つまり、すでに京都地区ではここ数年、リーダーの存在と全国組織の後援を得て、この種の勉強会が行なわれていた。この文書は、そうした実績を基に、地区が主体となった研修活動を恒常化するよう働きかけたものである。

この提案を受けた当時の京私教協（会長：中村博幸教授＝京都文教大学）の運営委員会は、半年の協議の結果、「各会員校の教職課程の充実と情報交換の為に、教員免許事務に係わる勉強会等の活動を行う」という新しい一項を「活動方針」案に入れることを決めた。この案は新年度5月の総会に新会長（吉村俊昭教授＝成安造形大学）から諮られて承認され、協議会主催の勉強会が発足することになったのである。

２．免許法制

　さて本旨に返るなら、法律に基づき、国家の認定を得て教員養成のプログラムを実行するのが大学の教職課程である。それぞれの大学は、そこを拠点に、より質の高い教師教育の理念を描きかつ現実化する努力を弛まず続けていかなければならない。当然である。

　しかし実際のところ、初等中等の教員養成は国の教育行政の根幹とされ、免許制度という法制の統一的管理の下におかれている。各大学が掲げる教師教育の理念も、それぞれの教職課程が「教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程」にふさわしいと文部科学大臣から認定されたうえでのものである。それが、中央教育審議会が文科省の諮問にたいしてまとめる答申の線からはずれるようなことはありえない。

免許法運用の細則を定めた教育職員免許法施行規則も、もちろん中教審の答申に基づいた省令である。これはとくに教職課程のカリキュラムを細かく規定しているが、こうした構造の中で、結局、広い意味での免許事務の適正な執行が、各大学の教職課程運営の前提ないし条件とならざるを得ない。法令の変更や、文科省による法解釈や運用の変更に、大学が敏感に反応する所以である。

各大学の課程が諸法令に正しく従っているかどうかを審査するのは中教審の初等中等教育分科会の中の教員養成部会、より正確には、当部会の付託を受けた課程認定委員会である。この委員会による審査は専ら「教職課程認定審査基準」に拠る。この「基準」は、①学科が課程認定を受けようとする免許状とその学科の目的、性格かつ教育課程との相当関係が適当であるか、にはじまり、②教職課程のための教育課程と教員組織が十分に整っているか、③開設科目に必要な施設、設備、図書が十分に備えられているか、④学生が教育実習を行なうための学校が確保され、実施計画や指導体制も整備されているか、等を主軸に、広汎で詳細な内容をもっている。課程認定審査の手続きは、この「基準」のほか、「課程認定審査の確認事項」や「教員免許課程認定審査運営内規」といった下位の基準も加わって、慎重かつ厳格に進められることになっている。

３．課程認定申請

大学にとって教職課程を運営するための実務上の最初の、そして最大の課題は、こうした国家基準にそって課程認定申請を行ない、審査に合格して認定を受けることである。現行の申請日程は、課程開設の前年度に入る前に諸準備を終え、年度が変わるころに文科省の初等中等教育局教職員課で事前相談を行なって申請書類を最終的に整え、前年度の5月下旬には申請書類を提出するというかたちになっている（2013年度のスケジュール）。10年前ならば申請は9月だったことを思えば随分早まったわけだが、これは審査期間の延長にもつながるわけで、大学側のストレスは増幅される一方である。

　近年の難関は、周知のように学科と免許状との「相当関係」の問題で、以前は教員組織とカリキュラムさえかたちがついていれば、この点はとやかく言われることはなかったのだが、私学の経営学系の学部学科があちこちで保健体育の課程をおく算段をするようになった5年ほど前から行政の態度が急変し、それぞれの学科の学士課程と教職課程との関係をリジッドに評定するようになった。

　2012年は、課程認定委員会の意向を受けた、基準を厳格化する〈緊縮〉的指導に弾みがついた年であった。文科省教職員課の窓口では、学士課程としての必修専門科目と教職課程の教科に関する必修科目の重なりまでも要件とする指導を行なうようになり、大きな波乱を生んだ。教職課程をおく限り、その学科は高等教育局だけではなく、初等中等教育局の管轄でもあると言わんばかりの勢いで、その結果、これまで複数の免許教科をもっていた学科が1種類へ縮減を迫られる事態が全国的に起こっている。こうした、形容矛盾というべき「敷居の高い開放制」への傾斜は2013年も続いて、無数の大学を悩ましていることだろう。

４．今年度の勉強会

　発足初年度の勉強会は、第2回（10月27日、同志社大学）でこの課程認定申請をテーマに取り上げた。地区の3つの大学による申請の状況報告が中心となったが、やはりこれまでと異なる行政の姿勢に困惑し、苦慮しながら審査に対応していく大学の状況が窺われた。

　免許法の改正を射程に入れた中教審の答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（8月28日）が出されて間もない時期でもあり、やがて法改正時に全大学を対象として一斉に行なわれるはずの再課程認定申請の中身を予想して、会の雰囲気はどうしても重くなった。

　第1回（6月30日、同志社女子大学）と第3回（12月8日、龍谷大学）は、それぞれ「学力に関する証明書」、「変更届」という、免許事務で大きなウェイトを占める実務をテーマに取り上げた。前者は免許状授与に必須の単位修得証明書であるが、全国統一のフォーマットがないこと、また異なった制度下での単位修得を適正に読み替えていく作業が求められること、その他さまざまな課題をふくむ日常業務である。後者は、国の認定を受けた事項に変更があった場合の届で、とくに教育課程の変更をあらかじめ文部科学大臣に届け出る趣旨の変更届が主である。各大学は、いったん認定された事項の変更が、法令や審査基準などを満たしているか、そして届の書類そのものがどこまで必要であるか、その記載に誤りがないか等、諸点を十分に確認して進めなければならない書類作成で、年度末の重要な実務である。

土曜日の午後、こういった生のテーマで、解説、質疑応答、情報交換などが密度濃く展開される3時間は、手前味噌ではあるが、啓発的な刺激に満ちた研修の場となっている。狭い地域に多くの大学が寄り集まる京都地区、その特性を生かしたネットワークが、意欲的な事務職員さんたちの活力によって組み立てられていくのである。

特徴的なことは、最初に触れたように、他地域からの特別参加が毎回あることである。第3回はタイミングのよいテーマ設定であったこともあって、北は北海道、南は沖縄県まで、広く参加者が集った。どちらからも日帰りが可能、という京都の地理的条件は利点だが、免許法制全般の構造を熟知し、かつ全私教協の理事会、あるいは免許事務検討委員会その他の専門委員会、そして文科省内の関係機関などから直接に新情報を集め、それを発信できる優れたリーダーを擁している点が、やはり大きい。「京都に行けば最新の正確な情報が得られる」という評判は、各地で共有されているようである。

これに敢えて一つ付け加えるとすれば、勉強会後に必ず催される懇親会の盛り上がりであろう。詳細は省くが、老若男女が隔たりなく議論を交わし、場によっては隣にいる者の声も聞きとれぬほどの喧騒は、そう経験できるものではない。

教員免許の「修士レベル化」、教職課程の質保証のための施策、課程認定の厳格化と、教員養成政策のうねりは続く。その中で、制度の仕組みとその意味を的確にとらえ、着実な課程運営を通して学生をサポートする教職員たち、その真摯な努力を支援することこそ、勉強会の変わらぬ使命といえるだろう。（了）

※お断り

1頁目の「1．発足の経緯」冒頭に「第1回（6月）……48名、第2回（10月）……51名、第3回（12月）……123名」とある数字は、5頁に掲載の人数と齟齬があります。これについては「ニューズレター」発刊後の再集計による5頁の人数が正しいことが判明しています。

【２】2018年度　京私教協 教員免許事務勉強会の開催について（お知らせ）

（2018年度京私教協総会資料）

2012年の発足以降、本勉強会は、会員校の教職課程運営の充実と互いの情報交換に向けて、年3回（6月・10月・12月）、毎回異なるテーマ設定の下に開催してまいりました。再課程認定申請書の提出を終え、2018年度の京私教協の活動の開始に当たり、ここでお知らせいたしますのは、今年度のテーマと開催日時についてです。

■ 2018年度のテーマ

昨年度は再課程認定申請に向けて、3回とも再課程認定申請に向けた取り組みを中心に情報共有・情報交換を行いました。今年度は、再課程認定申請書の提出後の対応および改正教育職員免許法・同法施行規則の施行に伴う課題について取り扱いたいと考えています。

現在の段階で想定される小テーマは以下のようなものです。

○再課程認定申請に対する文部科学省・課程認定委員会の指摘事項の情報共有

○改正法を受けての学力に関する証明書の新様式への対応

○改正法下（平成28年改正法）の単位への読み替え

○在学生の経過措置

○編・転入生の履修指導

■ 開催日時

例年同様に年3回（6月・10月・12月）の開催とし、開催時間は14:00～17:30で開催します。

勉強会の開催にあたりましては、会員校における諸々の調整、場合によっては会場提供なども含むご協力等、種々の負担をおかけすることが予想されます。皆様のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げる次第です。

■ 開催形式

なお、開催にあたりましては、これまでと同様、話題提供者による講義・解説と各グループでの意見交換・情報交換の形式で、広く他大学との交流をはかる方式をとります。

加盟大学数が準会員を含め24大学と隣接する阪神地区、東海・北陸地区と比べ小さな地区協議会であるため、情報に接する機会を広げるべく、例年同様に国立・公立を含む地区外の大学の参加も認めたいと存じます。ただし、全国的に関心のあるテーマであるため他地域の大学参加が多数となり、京都の加盟校が参加できないという状況にはならぬよう、地区外の大学の参加に関しては一定の参加制限を行う場合も考慮に入れております。

以上が現時点での活動計画です。この勉強会が加盟大学の教職課程運営にとって有益な協議・交流の場となるよう、どうか皆様の希望やご意見をお寄せ下さい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　免許事務勉強会世話人グループ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文責：竹熊耕一（京都学園大学）

【３】これまでの開催内容等一覧

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 日程 | テーマ | 会場 | 地区内 | 地区外 | 合計 |
| 参加大学数 | 参加者数 | 参加大学数 | 参加者数 | 参加大学数 | 参加者数 |
| 2012 | 6/30 | 学力に関する証明書に関する解釈事例について | 同志社女子大学 | 17 | 42 | 4 | 6 | 21 | 48 |
| 10/27 | 課程認定申請について －2012年度の申請大学からの報告を中心に－ | 同志社大学 | 18 | 38 | 8 | 15 | 26 | 53 |
| 12/8 | 変更届の作成上の注意点について | 龍谷大学 | 18 | 50 | 48 | 75 | 66 | 125 |
| 2013 | 6/29 | 免許法の基礎　～別表第1の読み方～ | 京都華頂大学 | 18 | 39 | 13 | 16 | 31 | 55 |
| 10/26 | 課程認定申請について －2013年度の申請大学からの報告を中心に－ | 京都外国語大学 | 10 | 24 | 15 | 21 | 25 | 45 |
| 12/14 | 大学が定める最低修得単位数を満たしていない場合でも免許状申請が可能な場合について | 平安女学院大学 | 16 | 33 | 10 | 12 | 26 | 45 |
| 2014 | 6/21 | 教育実習に関する諸問題・免許法施行規則の解釈について | 大谷大学 | 14 | 31 | 18 | 26 | 32 | 57 |
| 10/11 | 課程認定申請について －2014年度の申請大学からの報告及び免許法施行規則の改正について－ | 龍谷大学 | 18 | 33 | 22 | 29 | 40 | 62 |
| 12/20 | 課程認定審査に関する最近の状況及び変更届の作成上の注意点について －共通開設、みなし専任教員をはじめとする教職課程認定基準の解釈－ | 同志社大学 | 15 | 35 | 23 | 32 | 38 | 67 |
| 2015 | 6/27 | 学力に関する証明書の作成について ―免許法上の位置付け・証明書様式・法令上の規定事項と大学の裁量事項の区別について― | 同志社女子大学 | 19 | 57 | 27 | 45 | 46 | 102 |
| 10/31 | 課程認定申請書と学力に関する証明書について～様式第2号の作成方法と証明書作成時の留意点について～ | 京都学園大学 | 15 | 51 | 43 | 64 | 58 | 115 |
| 12/12 | 課程認定申請書と学力に関する証明書について～様式第2号の作成方法と証明書作成時の留意点について～ | 龍谷大学 | 16 | 35 | 37 | 51 | 53 | 86 |
| 2016 | 7/2 | 教職課程担当事務職員に必要な知識～ 教員免許状が必要な教員とは（改正教育職員免許法をもとに）～ | 京都学園大学 | 17 | 44 | 33 | 49 | 50 | 93 |
| 10/29 | 法改正時の通知文・経過措置の条文の読み方について～ これまでの改正事例をもとに ～ | 同志社大学 | 18 | 44 | 49 | 69 | 67 | 113 |
| 12/17 | 免許法の基礎　～別表第1の読み方～ | 龍谷大学 | 17 | 43 | 41 | 58 | 58 | 101 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 日程 | テーマ | 会場 | 地区内 | 地区外 | 合計 |
| 参加大学数 | 参加者数 | 参加大学数 | 参加者数 | 参加大学数 | 参加者数 |
| 2017 | 6/30 | 再課程認定申請に向けた準備について～ 改正免許法施行規則・教職課程認定基準の読み方を中心に ～ | 京都学園大学 | 22 | 73 | 83 | 143 | 104 | 216 |
| 10/7 | 再課程認定申請に向けた準備について②～ これまでの情報の整理及び事前相談に向けた準備について ～ | 龍谷大学 | 17 | 43 | 77 | 110 | 94 | 153 |
| 12/16 | 再課程認定申請に向けた準備について③～ これまでの情報の整理及び申請書作成の最終段階に向けて ～ | 同志社大学 | 20 | 43 | 61 | 87 | 8１ | 130 |
| 2018 | 9/29 | 新課程開始に向けた準備について①～ 新課程対応の学力に関する証明書様式及び旧課程からのみなし ～ | 龍谷大学 |  |  |  |  |  |  |
| 12/1 | 新課程開始に向けた準備について②～ 第1回勉強会後の経過及び編転入の単位認定について　～ | 同志社女子大学 |  |  |  |  |  |  |

【４】今回のテーマの関係資料

（1）改正免許法の条文

・教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について（通知）　（平成28年11月28日）

http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/1380404.htm

文部科学省ホームページトップ > 政策・審議会 > 告示・通達 > 告示・通達（か行） > 教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

（2）改正免許法施行規則の条文

・教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

（平成29年11月17日）

http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/1398706.htm

文部科学省ホームページトップ > 政策・審議会 > 告示・通達 > 告示・通達（か行） > 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

（3）解釈事例

・「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）

（平成30年5月18日）

5月18日に文部科学省から各大学へメールで送信されました。

以　上